

ほうじんかい

Chibaminami Houjinkai

きっと、いろいろな情報に出会えます。

【広報委員会企画】千葉南税務署 署長インタビュー

- 税務署からのお知らせ
- 活動報告
- 身近な法律相談
- 各種コラム
- 法人会からのお知らせ 他

千葉南法人会会員の皆様にお届けしております。



アルベロベッロ (イタリア)



2021年

秋

No.135

表紙の言葉

ミラノドゥオーモ (イタリア)



イタリアのプーリア地方のアルベロベッロは、丸い円錐形の屋根を持つトゥルリ (Trulli) があることで有名な町です。

トゥルリはこの地方独特の住居で真っ白に塗られた壁と丸い屋根を持った家の事です。

イタリアの他の地方とは異なるこのような家が造られた理由は、領主による課税を免れるためであったと言われていました。

強烈なプーリア地方の太陽の下で白い屋根はきらきらと輝き 白雪姫と7人のこびとが、登場しても不思議ではないようなメルヘンの雰囲気漂わせています。

私にとって最も楽しい散策ができた町で、日本人の素敵な女性がお土産屋さんを営んでいます。

INDEX

広報委員会企画

1

署長インタビュー

『千葉南税務署 高橋署長に聞く』

NEWS [活動報告]

2

- 第21回 青年部会租税教室(千葉市立土気南小学校)
- 第22回 青年部会租税教室(市原市立国分寺台西小学校)
- 瓦版『租税教室』
- 市原地区会員交流会
- 第3回パソコン講座「メールのビジネスマナーについて」
- 第1回青年部会会員交流会
- 第1回税務・会計セミナー「法人税入門講座」

税金トピックス [税金情報]

6

- 千葉南税務署からのお知らせ
 - ・消費税法改正のお知らせ
 - ・【重要】適格請求書発行事業者の皆様へ
- 県税だより：県税事務所からのお知らせ
 - ・大法人のe L T A X使用が義務化されました！
 - ・地方税共通納税システムを利用してみませんか？

身近な法律相談 [法律相談]

10

テーマ『兼業禁止に関するQ&A』

コラム

11

産業応援コラム『倉庫のお宝発見』
天満由美子の健康運

事務局からのお知らせ

12

- 新入会員紹介
- 法人会からのお願い



署長インタビュー『千葉南税務署 高橋署長に聞く』

広報委員会による恒例企画
『千葉南税務署 高橋新署長』インタビューを
開催いたしました。

1. 出身地はどちらですか

私の生まれは、新潟県南魚沼郡塩沢町（現在の南魚沼市）で、小学校入学時に隣町の新潟県南魚沼郡六日町（現在の南魚沼市）に転居、以降、高校卒業まで新潟県で過ごしました。

私の生まれ育った新潟県南魚沼市は、周囲を山で囲まれた盆地で、例年2・3メートルの積雪がある豪雪地帯です。巷では、南魚沼産のコシヒカリで米所としても知られている地域で、戦国武将で言うと直江兼統の生誕の地（越後上田庄）として、NHK大河ドラマ（2009年、天地人）でちょっとだけ有名になりました。

私の実家も稲作農家で、田植えや稲刈りなど農作業によく駆り出された記憶が今も残っております。

2. 今までの経歴と印象に残った仕事について教えてください。

私の振り出しの配属は練馬税務署（現在は、練馬東と練馬西に分割）で所得税事務に従事し、以後、館山税務署、江戸川北税務署、渋谷税務署、麻布税務署に勤務いたしました。

また、東京国税局では、総務部（主として人事部）に16年、課税部に5年、調査部に2年勤務いたしました。

なお、東京国税局管内以外では、金沢国税局管内の金沢税務署（石川県）に副署長として2年勤務いたしました。

これまでの勤務で印象に残った勤務地や仕事は、縁もゆかりもない場所であった館山税務署や金沢税務署での勤務であり、また、仕事としては、調査部で日本を代表する大企業への税務調査が特に印象に残っております。いずれも、見聞きするもの全てが新鮮で、吸収すべきことが非常に多かったためではないかと思っております。

3. 千葉南税務署に着任しての第一印象はどうですか。

千葉南税務署の勤務は初めてですが、千葉市に30年以上在住しているため、非常に親近感がある地域であります。子供が小さかった頃は房総半島の様々な観光スポットにはよく行き来したものです。最近では、コロナ禍のため行動できていませんが、管内スポットはこれから休日を利用して見て回りたいと思っておりますし、機会があれば署内でもPRしていきたいと思っております。

4. 署の職員に日頃からアドバイスされていることはありますか。

着任時の挨拶では、私も含め職員一人一人が、各々の持ち場で持てる力を存分に発揮していくため、①心と体の健康、②法令遵守、③ハラスメントの防止、の基本的な事項3点を伝え、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織を目指して、共に一歩でも半歩でも前進しましょうと呼び掛けました。

ここ数年、若手職員が多数採用・配置されているため、将来を担う若手職員に自身の想いや経験を伝えていきたいと考えております。

5. どのような趣味をお持ちですか。

平日通勤時には、数独（ナンプレ）に熱中しています（時々乗り越すことも）。

また、休日は、主に、料理（和洋中大体何でも作れますが、味は安定していないのが悩み）、散歩（ウォーキング）、大河ドラマ・韓国歴史ドラマ・映画などテレビ視聴（歴史物が好き）を趣味にしております。



インタビュー中の高橋千葉南税務署長

6. 健康管理のために何かされていますか。

40歳頃、体重が80kg程度あり、健康診断では何度も再検査になる状況でした。金沢税務署勤務（単身赴任）を機に、ウォーキングと自炊で約7kg減量し、現在も休日は、平日の不摂生を解消するため、朝晩ウォーキング（各1時間程度）を継続しております。

なお、現在体重は67kg前後で数値的には問題ないところですが、尿酸値だけはなかなか数値が下がらない状況が続いております。

7. 好きな言葉や座右の銘をお聞かせください。

山本五十六の名言で、「やってみせ 言って聞かせて させてみて 誉めてやらねば 人は動かじ」（こまでは有名であるが、以下の下りもあるとのこと）。「話し合い 耳を傾け 承認し 任せてやらねば 人は育たず」「やっている 姿を感謝で見守って 信頼せねば 人は実らず」

8. 最後に法人会や法人会会員に期待されることは何ですか。

千葉南法人会の皆様には、広報活動や租税教育など大変活発な会活動をされており、厚く御礼申し上げます。現在のコロナ禍では会活動に制限があるかと思いますが、法人会と税務署がお互いに知恵を出しながら、この難局を打破していきたいと考えております。

引き続き、税の良き理解者として、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



取材中の広報委員

青年部会

第21回 青年部会租税教室

6月25日(金) 千葉市立土気南小学校
6年生対象 125名参加



青年部会による第21回租税教室が千葉市立土気南小学校にて開催しました。この活動は小学生にパネルディスカッション・ビデオ映像や税金クイズで楽しく「税金」について考え、その必要性を学んでもらおうと年数回千葉市・市原市の小学校を訪問しております。今回の租税教室には千葉市立土気南小学校6年生125名の児童に参加頂きました。

冒頭石橋校長より「今日は私たちにとっても大切な税金について、千葉南法人会の方々がお話して下さいます。しっかり学んで下さい。」と挨拶、引き続き小河原青年部会長より「法人会は全国に80万を数える会社の社長さんたちの集まりです。」「今日はたくさん勉強して下さい」との挨拶がなされました。

教室では社会に生きている私たちの税金について「税金はなぜ必要なのか」「おもな税金の種類と仕組み」について学びました。



研修風景



税金クイズで表彰された児童



土気南小学校へ青少年育成図書寄贈



参加者全員で記念撮影

青年部会

第22回 青年部会租税教室

7月9日(金) 市原市立国分寺台西小学校
6年生対象 93名参加



青年部会による第22回租税教室が市原市立国分寺台西小学校にて開催しました。この活動は小学生にパネルディスカッション・ビデオ映像・税金クイズで「税金」について考え、その必要性を楽しく学んでもらおうと年数回千葉市・市原市の小学校を訪問しております。今回の租税教室には市原市立国分寺台西小学校6年生93名の児童に参加頂きました。

冒頭二階堂校長より「今日は私たちにとっても大切な税金について、千葉南法人会の方々がお話して下さいます。しっかり学んで下さい。」と挨拶、引き続き小河原青年部会長より「法人会は全国に80万を数える会社の社長さんたちの集まりです。」「今日はたくさん税金について勉強して下さい」との挨拶がなされました。

教室では社会に生きている私たちの税金について「税金はなぜ必要なのか」「おもな税金の種類と仕組み」について学びました。



研修風景



謝辞中の国分寺台西小学校児童代表



国分寺台西小学校へ青少年育成図書贈呈



参加者全員で記念撮影



租税教室

租税教室とは

持続可能な社会の実現に向け、次世代を担う児童・生徒に健全な納税者意識を養ってもらう

持続可能な社会の実現のためには、次世代を担う小学生や中学生に、租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、更には納税者として社会や国のあり方を主体的に考えることを自覚してもらうことが重要です。その自覚を促すツールとして開催しているのが租税教室です。

【取り組み】 小学校（5・6年生を対象として実施）に千葉南法人会総務委員や青年部会がおもむき、租税教室を開講しています。

期待される効果

◎租税教室を受講した学校からのアンケートでは・・・

- ・税金の使い道をはっきりと教えてもらい、納税の意義が理解できた。
- ・税金が無くなったらどうなるかのイメージが膨らんだ。
- ・税金と自分達の生活がつながっていることが、よく理解できた。

…などなど

税金の仕組みや使い道を学ぶことをとおして、「税金＝社会を支えるための会費」として、社会全体で支えていることや税金の必要性を理解することができ、SDGsの3.健康と福祉、4.質の高い教育、11.住み続けられるまちづくりなどを意識することができるなどの効果があります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）別ウィンドウで開くの後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。

◎詳しくは、外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

市原地区会員交流会

劇団四季

「アナと雪の女王」ミュージカル鑑賞 と築地場外市場見学

9月17日(金) 参加者19名



会員相互の親睦と法人会活動のPRを兼ね劇団四季「アナと雪の女王」ミュージカル鑑賞を主とした市原地区会員交流会を参加者19名により開催しました。日頃交流できない会員同士が交流することができ、大変有意義な1日となりました。



劇団四季劇場風景



築地場外市場にて①

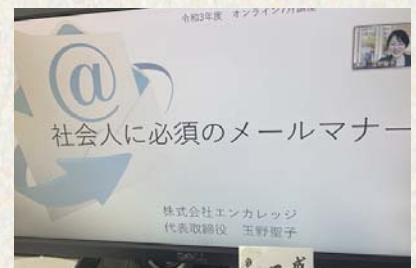


築地場外市場にて②

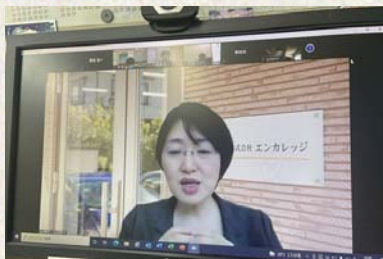
第3回パソコン講座

「メールのビジネスマナーについて」

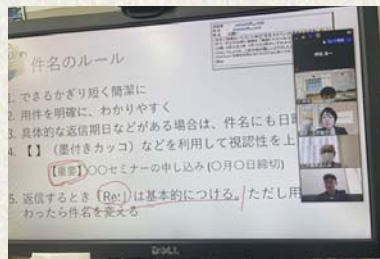
7月14日(水) テレワーク 受講者 4名



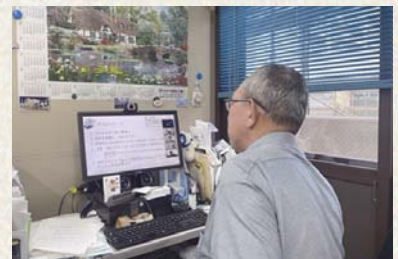
新しい生活様式を意識したテレワークやオンライン上のやり取りなど、これまで以上にメールを利用する機会が増えている今、相手との円滑なコミュニケーション形成のためにメールマナーは必要不可欠になっています。日常見落としやすい「メールのビジネスマナー」についてWEBセミナーを積極的に活用している公益社団法人松山法人会（愛媛）にご協力を頂き、（株）エンカレッジ代表の玉野聖子氏を講師にむかえ千葉東法人会・千葉西法人会との共催で開催、4名の受講がありました。



講師の(株)エンカレッジ代表 玉野 聖子氏



受講風景



受講風景

第1回青年部会会員交流会

親睦ゴルフ大会

7月29日(木) 姉ヶ崎カントリー倶楽部 参加者 27名

第1回青年部会会員交流会が姉ヶ崎カントリー倶楽部において参加者27名により開催されました。
 今回の交流会には千葉東法人会・千葉西法人会・成田法人会・館山法人会青年部会の皆様にもご参加頂き同じ立場にある皆様との親睦と連絡協調を図る場となりました。



小河原千葉南法人会青年部会長挨拶



司会中の篠田青年部会交流委員長



交流会風景



交流会風景



優勝の有限会社 東洋医会の宮崎様



参加者全員で記念撮影

第1回税務・会計セミナー

法人税入門講座

9月7日(火) サンプラザ市原 受講者 7名

法人税には特殊な事柄・難解な用語が多々あり、法人税を勉強する上で一番苦勞する点です。今回の講座は、法人税をこれから勉強される方が、全体の仕組みから個別処理までを効率よく理解して頂けるように、「実務」を常に意識し重要項目を中心に鈴木千葉南税務署法人課税第一部門審理担当官に説明を頂きました。



説明中の千葉南税務署
鈴木法人課税第一部門審理担当官



受講風景



受講風景

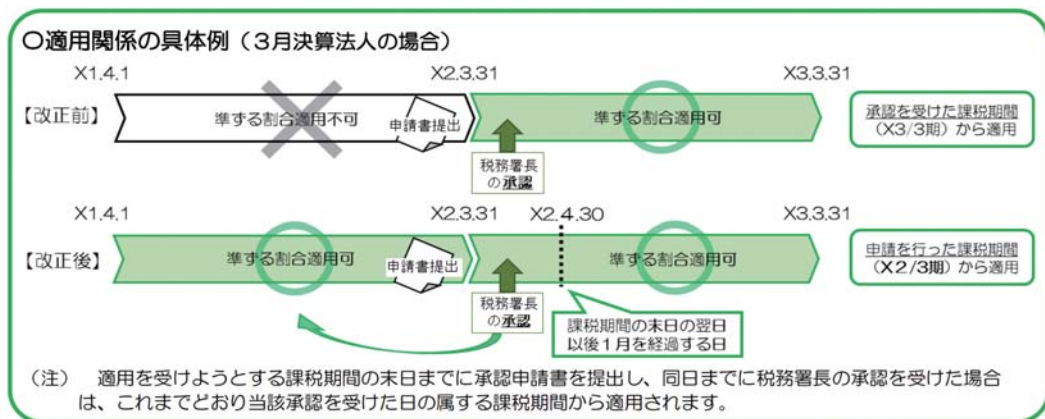
消費税法改正のお知らせ

令和3年4月
国税庁

令和3年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I. 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合の適用を受ける場合、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用することとされていますが、**適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から適用**することとされました。



※承認審査には一定の期間を要しますので、時間的余裕をもって承認申請書を提出してください。

【適用開始時期】 令和3年4月1日以後 に終了する課税期間から適用されます。

II. 郵便物として輸出した場合の輸出証明書類の見直し

資産を郵便物として輸出する場合（当該資産の価額^(※)が20万円以下の場合に限ります。）に、輸出免税の適用を受けるために保存すべき輸出の事実を証明する書類等について、次のとおり見直しが行われました。

※この価額とは、FOB価格であり、原則として、当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。

改正前	改正後
① 以下の事項を記載した「帳簿」 イ 輸出の年月日 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名若しくは名称及び住所等 又は ② 郵便物の受取人から交付を受けた「物品受領書」 その他の書類で以下の事項が記載されたもの イ 輸出した事業者の氏名若しくは名称及び住所等 ロ 上記①のロ及びハ ハ 郵便物受取の年月日	① 小包郵便物又はEMS郵便物 (1) 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類 及び (2) 発送伝票等の控え(以下の事項が記載されたもの) イ 輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名又は名称及び住所等 ニ 日本郵便株式会社による引受けの年月日 ② 通常郵便物 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

【適用開始時期】 令和3年10月1日以後 に行われる資産の譲渡等から適用されます。

Ⅲ. 金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合に保存する本人確認書類の見直し

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合に、仕入税額控除制度の適用を受けるために保存が必要な課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類について、**在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及び官公署から発行・発給された書類その他これらに類するもの又は写しが除かれる**こととなりました。

○改正後の取扱い

課税仕入れの相手方の区分		在留カードの写し	旅券の写し	官公署から発行・発給された書類 その他これらに類するもの又は写し
個人	国内に住所を有する方	×	○	○
	国内に住所を有しない方	×	×	× ^(※)

(注) 氏名及び住所の記載があるものに限りです。

※ 官公署から発行・発給された書類のうち、「戸籍の附票の写し、印鑑証明書又はこれらの写し」や「国民健康保険、健康保険の被保険者証等の写し」、「国民年金手帳等の写し」、「運転免許証又は運転経歴証明書の写し」、「特別永住者証明書の写し」、「国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書又はこれらの写し」は、改正後も本人確認書類の対象となります。本人確認書類の範囲等の詳細については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(平成31年4月)(令和3年4月改訂)」のページをご覧ください。

【適用開始時期】 **令和3年10月1日以後** に行われる課税仕入れから適用されます。

～総額表示の義務付け～

課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

総額表示の義務付けについては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第10条により、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、一定の措置を講じることにより税込価格を表示することを要しないこととする特例が設けられていましたが、**令和3年4月1日以降は、税込価格の表示が必要**となります。

※ 総額表示の義務付けについては、国税庁ホームページのタックスアンサー（NO.6902）及び財務省ホームページをご覧ください。

～輸出物品販売場における免税販売手続の電子化～

令和3年10月1日以降、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、**免税販売手続の電子化に対応する必要があります**。

なお、未対応の場合には、**令和3年10月1日以降は免税販売を行うことはできません**。

- ※1 免税販売手続については令和2年4月1日から電子化に対応することが求められていますが、経過措置として令和3年9月30日まで従来の書面による手続も可能です。
- ※2 電子化に対応するためには、システムの準備や税務署への届出書の提出が必要となります。なお、届出書はe-Taxで提出可能となっておりますので、是非ご利用ください。
- ※3 免税販売手続の電子化については、国税庁ホームページの「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」のページをご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

重要

適格請求書発行事業者の皆様へ

- 適格請求書発行事業者として登録された情報(氏名・法人名・登録番号など)は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。
また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

国税庁適格請求書
発行事業者公表サイト



1

○ 適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書(インボイス)を交付する。

2

○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

○ 写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります(事業者免税点制度の適用はありません。)

○ 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合(*1) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合(*1)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書(*2) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

*1 令和5年10月1日以降の手続となります。

*2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合(「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。)
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合(法人の場合)
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合

《さらに詳しくお知りになりたい方へ》

- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の各種情報をご覧ください。
- インボイス制度に関する一般的なご相談は「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

インボイス
制度特設サイト





県税事務所からのお知らせ

大法人のe L T A X使用が義務化されました！

令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、大法人（資本金が1億円超の法人等）が行う法人県民税及び法人事業税の申告は、e L T A Xによる提出が義務化されました。

電子申告義務化の対象となる法人が、e L T A Xにより法定申告期限までに電子申告せず、書面により申告書を提出した場合、不申告として取り扱われますので御注意ください。

また、電子申告義務化の対象となる書類には、申告書だけではなく、地方税法等において申告書に添付するべきこととされている書類（貸借対照表や損益計算書など）も含まれています。これらは、申告書と併せてe L T A Xにより提出する必要があります。

地方税共通納税システムを利用してみませんか？

令和元年10月1日から、電子申告と合わせて、複数の都道府県へ一括して電子納税が可能となりました。金融機関等の窓口に出向くことなく、金融機関が提供するインターネットバンキングやA T Mからペイジーを介して税金を納付していただくことができます。



エルレンジャー

エルタックス

検索

<https://www.eltax.lta.go.jp>

電子申告及び電子申請・届出、電子納税についての手続きや、都道府県・市町村のサービス状況などの詳細は、「地方税共同機構」が運営する「e L T A X ホームページ」を御確認ください。

電話によるお問い合わせは

ヘルプデスク 0570-081459

受付時間 月～金（土日祝、年末年始を除く）

9：00～17：00

外構工事は当社にお気軽にご相談下さい

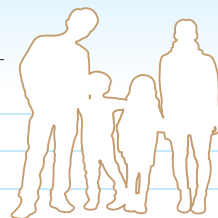
建築資材・左官材・エクステリア・金物・生コン

有限会社 久野屋本店

本店 千葉市緑区誉田町1-789

TEL (043) 291-0167(代)

FAX (043) 291-7764



テーマ 『兼業禁止に関する Q&A』

以前は就業規則等で兼業や副業を禁止することは一般的でした。しかし、近時は経済的な状況も変わってきており、政府において兼業や副業を積極的に推奨する方向に変化しています。

それを裏付けるように「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が、厚生労働省によって平成30年1月に策定され、令和2年9月には改訂されています。

そこで今回は、そもそも兼業・副業を禁止する就業規則の効力について、また、仮に兼業・副業を解禁した場合に会社として注意すべき点について Q&A 形式で述べたいと思います。

Q1 当社は就業規則に兼業禁止規定があります。実は、休日にアルバイトをしている従業員がいることが判明しました。就業規則に違反しているので、懲戒解雇しようと思います。許されますか？

A1 就業規則において兼業・副業禁止規定及びその違反に対する懲戒処分が定まっていた場合であっても、兼業・副業が発覚したから当然に懲戒処分ができるわけではありません。

過去の裁判例に照らすと、このような兼業・副業禁止規定はその効力の範囲を限定的に解釈されています。

具体的には、勤務時間中ではない兼業に関しては、①当該兼業によって心身ともに疲労して通常の勤務に悪影響を与えていることが明らかな場合や、②当該兼業が本業と同業他社であることや秘密を漏洩するなど会社に損害を与えるような場合に限って、懲戒処分が認められることになります。

なお、そのように懲戒処分が認められる場合であっても、懲戒処分のうちの解雇という最も重い処分とできるのかどうかについては、本業に与える影響の程度等に依りますので、慎重にご判断ください。

Q2 仮に兼業・副業を許可した場合には、企業として、どのような点に注意しなければなりませんか。

A2 ①まず、大事な点は、従業員が過重労働にならないように配慮しなければならないという点です。経営者は、従業員に関して、副業・兼業を含めたトータルの業務量・時間を前提として、従業員の健康状態等に配慮する義務があります。ですので、副業・兼業の状況等について定期的に従業員から報告を受けなければなりません。②次に、労働時間に関しても注意が必要です。副業・兼業をしている場合、労働時間に関しては、事業場を異にする場合であっても（たとえ事業主を異にする場合であっても）、労働時間に関する規定の適用については通算するというのが法律の考えです。つまり、法定労働時間などの規制についても、副業・兼業先の労働時間が通算して適用されることになるわけです。詳細をここで述べることはスペースの関係で難しいですが、この関係で事業主としては兼業・副業先での従業員の勤務時間等を把握する必要がありますので、この点注意が必要です。

③最後に、秘密情報保持も問題となります。副業・兼業をおこなっている従業員が会社の情報を副業・兼業先で漏らしたりすることや、逆に、会社の業務において副業・兼業先の情報を利用してトラブルになることがよく起きています。ですので、この秘密情報に関しては、明確に規定をするなど十分に注意を払う必要があります。



<http://www.marusan.co.jp>

印刷全般、書籍本から名刺まで
「思い」を「カタチ」にする印刷会社

お気軽にご相談ください。

DMハガキ/名刺/チラシ/資料/カレンダー/パンフレット
リーフレット/席次/招待状/論文集/自費出版/随筆集
句集/記念集/パッケージ/各種サンプル作成 他

 **有限会社丸三印刷所**

〒260-0805 千葉市中央区宮崎町 774-7
☎ 043-263-6952 📠 043-266-4400

倉庫のお宝発見

我が家は明治の初めごろから雑貨屋を営んできました。屋号は吉野屋と言います。食品から日用品、葬儀の祭具などもあり、粉ミルクから棺桶まで揃っている田舎の百貨店でした。茶碗や洋品、鍬や鎌などの農機具や金物も売っていました。倉庫の中には古い大福帳などありますが、整理をしていると包装紙にくるまれたゴザがありました。捨てようと思いましたが、なんとなく大事に包んであるようなので、開けてみると、ゴザではなくカッパ?のようです。カビて傷んだ所もあります。ワラでできた雨合羽や外套として蓑(みの)は、時代劇などで見ることができますが、畳の表のような、おそらくイグサで出来たカッパを見るのは初めてでした。背負い紐が付いていて、背中を覆うタイプのモノのようです。数枚あって、破れたものの中にはセロファンのようなものが挟まれていました。防水用に差し込んであるのでしょうか。昔はこんなカッパを着て農作業をしていたのですね。この蓑を知人に紹介したところ再現をしたいと思います。首の編み方などを見るとワラ細工と同じような加工をしています。ならば、近所の古老なら編めるだろうと聞いてみると、今でも神社のしめ縄作りなどで、細々と継承はされているようです。ワラ縄作りは農家の必須作業でもありました。

また、イグサ編みなら畳屋さんで技術は持っているはずで、材料もありそうです。しかし、作るより買った方が早い時代です。段々とこういった伝統技術は廃れていってしまおうでしょう。知人は、古老を招いてわら細工の講習会を

して、技術を継承したいと言っています。なので、まずはワラの確保から。ちょうど稲刈りのシーズンで簡単に入手できると思ったら、そうは問屋が卸さない。

今は、ほとんどがコンバインで刈って、稲わらはズタズタに切られて田んぼにすきこまれてしまうのです。あちこち聞いて回り、ようやくワラは確保できました。さあ、これからどうやって技術を継承していこうかしら。

皆様にも是非お力をお貸しくださるようお願いいたします。



イグサの蓑カッパ(上)と集めたワラ(下)

事業鑑定士 天満由美子の健康運

(令和3年11月～令和4年1月)

『迷ったら保守派で行こう』

♊ おひつじ座 (3/21～4/20)

活動的であることが健康とは限らないかもしれませんが、休みたいときにサインを出せる状態も、健康を守る機能と考え、尊重しましょう。

♋ おうし座 (4/21～5/21)

新たなことに着手するより、今のペースを守るほうが、結果的に健やかに過ごせるでしょう。いつも余裕を設けることを心がけて下さい。

♌ ふたご座 (5/22～6/21)

お肌がみるみる化粧水を吸い込んだり、運動すると、いつもは実感できない効果が感じられそう。動きがすぐ結果となって出る時期です。

♍ かに座 (6/22～7/23)

しっかり休むことが大切です。疲れたら休憩、ではなく、あらかじめ休む計画をたてておき、その予定をたやすく変更してはいけません。

♎ しし座 (7/24～8/23)

身体が固くなりがちです。足の裏全体を使うように意識して歩きましょう。冷やさないように気を付けながら散歩などで実践してみよう。

♏ おとめ座 (8/24～9/23)

辛いと感じる運動や制限などは一旦休止して、楽しくこなせる方に比重を置きましょう。得意だったり、楽しいと効果が倍増する期間です。

♐ てんびん座 (9/24～10/23)

一念発起して激しい運動をする必要はありません。テレビを見ながら、歯磨きしながら、「ながら」でできることを始めると長続きしそう。

♑ さそり座 (10/24～11/22)

不眠には注意が必要です。万病のもとになりかねません。暖かくして充分に寝ることで、体調が安定し、疲れや少しの不調は解れていきます。

♒ いて座 (11/23～12/22)

今までの行動、挑戦したこと、その結果、などを紙に書き出してみましょう。思ってもみなかったところに弱点が見つかるかもしれません。

♓ やぎ座 (12/23～1/20)

気になっていた商品のサンプルをもらったり、売り切れ続出で手に入らなかったものが買えたりしそう。タイミングに乗れる時期です。

♈ みずがめ座 (1/21～2/19)

途中で投げ出していたことを、今できるゴールを設定してやり抜きましょう。そのうえで、無理のある箇所の変更を検討していきましょう。

♉ うお座 (2/20～3/20)

運動の、「かたち」から入っていくのもよいでしょう。カラフルなウェア、おしゃれ感のある道具、器具など。好みとやる気が比例しそう。

新入会員のご紹介

株式会社 OCT

- 299-0127 市原市桜台1-16-1
- TEL 0436-66-0910 ●運送業
- 有秋支部

有限会社 ヨコー

- 266-0031 千葉市緑区おゆみ野3-30-10
- TEL 043-292-0123 ●建設業
- 生実支部

株式会社 エルベ

- 290-0141 市原市ちはら台東9-1-9
- TEL 0436-63-2070 ●福祉施設のコンサルタント業務
- 市津支部

株式会社 蜂谷商事

- 285-0846 佐倉市上志津1172
- TEL 043-312-3888 ●配管材料・機器の販売及び工事業
- 南支部

特定非営利活動法人 文化の森管理組合

- 290-0208 市原市大坪1101
- TEL 0436-36-6417 ●維持管理業
- 三和支部

株式会社 イーズテック

- 290-0013 市原市郡本3-126-1
- TEL 0436-55-2889 ●建設業（電気工事業）
- 市原支部

株式会社 パーチ

- 266-0031 千葉市緑区おゆみ野3-8-5-901
- TEL 080-3219-2506 ●サービス業
- 生実支部

株式会社 國吉管工

- 299-0106 市原市今津朝山448
- TEL 0436-98-5953 ●管工事
- 海岸千種支部

cocoRoFlat

- 260-0822 千葉市中央区蘇我4-4-5 ベイサイド水草201号
- TEL 090-7459-6991 ●コンサルタント業
- 蘇我支部

新しく会員になられた皆さんです。
～よろしくお願ひ致します～



法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、令和3年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいませようお願ひ致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいませようお願ひ致します。

編集後記

新型コロナの感染拡大の中、東京オリンピック、パラリンピックが開催された。中止とか、再度の延期とか開催されるまでは、いろいろな声が上がって関係者や選手たちは混乱した。そんな状況下での開催となった。

「多様性と調和」を大会ビジョンとし、人種、肌の色、障がいの有無などあらゆる面での違いを肯定し認め合い社会は進歩する。大会をそのきっかけとなる場所にしたいとした。

日本人選手団は、今大会で過去最多となる58個のメダルを獲得し、アメリカ、中国に続く第3位の成績を納めた。全ての困難を乗り越えて、最高の成果をもたらした日本のアスリートたちには頭の下がる思いである。

無観客の状況の中、アスリートたちは心を動かされることなく自らが持つ最大限のパワーを発揮してくれたこと、現場を支え続けたボランティアスタッフへの感謝は計り知れないものがある。

ほとんどの会場で無観客での開催を強いられたとはいえ映像を通して世界中の人々に感動を届けられたことにこそ「東京2020」の本当の価値があったのではないだろうか。

その一方で、大会費用は3兆円を超えると言われる。赤字はすべて税金で補填されるのか？

一般社団法人

千葉南法人会会報

第135号 令和3年10月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

ケーブルビル201号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 麻 薙 重 彦

編集 広 報 委 員 会

編集責任者 秋 庭 重 樹

印刷・会員 (有)丸三印刷所

有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴
税 理 士 景山 秀貴

お客様との信頼関係を第一に考え
地域に密着したサポートを



〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436(41)2689(代表) FAX 0436(41)2430

お客様にありがとうございます。
言ってもらえる仕事をしています。

千種興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3

TEL 0436-21-1141

FAX 0436-24-0115

麻薙興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3

TEL 0436-24-0111

FAX 0436-23-1130

- ビルメンテナンス業
- 警備保安業
- 一般廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業
- 一般貸切旅客自動車運送業(貸切バス)
- 自家用自動車貸渡業(レンタカー)
- 産業給食請負業
- 構内各種請負業

代表取締役 麻 薙 重 彦

2021年 一般社団法人 千葉南法人会 生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で
受診頂けます(約2時間)

会員特別料金

健診日・健診会場：2021年12月2日(木)、6日(月)、8日(水)、9日(木)
2022年1月18日(火)
五井グランドホテル(市原市五井5584-1)

受付時間：9:30~11:30

※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
総合コース Aコース + 超音波(腹部、胆・肝・膵・腎・脾5臓器) + 腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9)検査 + C型肝炎検査 喀痰検査を専用容器代のみで実施 500円	54,100円	38,300円	-15,800円
Aコース 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系 ・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・膵機能検査・ 糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・ 血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	28,700円	22,500円	-6,200円
Sコース Aコースの消化器系(胃部X線・便潜血) 検査を省略したコース	22,500円	17,700円	-4,800円

協会けんぽ(全国健康保険協会)被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに7,529円の補助が受けられます。
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診(Sコース、基本定健は対象外になります)②35歳~74歳までの方となり
ます。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査	上記各コース受診の方に対し、 ご希望により行います(別料金)
アミノインデックス検査 1回の採血で複数のがんの可能性を評価 血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。	22,800円
Lox-index 検査(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査) 動脈硬化に関する物質を測定し、将来の危険度を知ることが出来ます。(採血検査)	13,500円
頸動脈超音波検査 ※12月2日(木)、6日(月)、8日(水) 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患(脳卒中、脳梗塞、脳出 血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等)の予防に役立ちます。	7,600円
女性健診(女性対象超音波検査) 乳房・下腹部(子宮・卵巣)を超音波で検査します。 (女性スタッフが下腹部の視診、触診はいたしません)	4,300円
MAST48mix(アレルギー検査) 一度に36項目(48種類)のアレルギーの原因物質を見つけます。(採血検査)	15,400円
ABC 検診(胃ガンリスク検診) ピロリ菌とヘプシノゲン検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。(採血検査)	4,700円
CYFRA(肺ガン腫瘍マーカー) 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんの有効です。(採血検査)	3,600円
前立腺腫瘍マーカー検査(PSA) 前立腺の異常に的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。(採血検査)	3,600円

法人会おすすめ!
一年に一回
健康診断を
受けましょう!



NEW 腸内フローラ検査	19,800円 (税込)	腸内細菌を可視化できる検査です(採便後、ご自身でポストへ投函) ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金がお受けできませんので予めご了承ください
NEW 新型コロナウイルス抗体検査	6,600円(税込)	※単独で実施可能です ※健診結果はご受診者様のご自宅へ送付 新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)に対する抗体(IgGを含む)を検出する定性検査です。感染の既往を示す抗体保有の有無を確認します。採血検査

※従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみを受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★申し込み方法 別送の封書(10月送付)をご覧ください

一般財団法人 全日本労働福祉協会

お申込み・健診料金等のお問い合わせ
渉外部 TEL: **03-5767-1714**
受付時間(平日): 9:00~12:00、13:00~17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ
健康支援室 TEL: **03-3786-5360**
受付時間(平日): 9:00~12:00、13:00~16:30